

令和5年度 第2回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和5年5月22日（月） 午前 11時00分開会
同日 午前 11時52分開会

開催場所： 真美ヶ丘第一小学校 2階 ひまわりホール

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

（教育長）植村佳央、 1番委員：（教育長職務代理者）松井秀史、
2番委員：奥田俊詞、 3番委員：岡野聡子、 4番委員：臼井 有香

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
こども課長	佐々木 計也
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

4 議案（1） 広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正することについて

○事務局教育振興部長 続いて、本来であれば、次第3、教育長報告のところですが、本日、こども課長に来ていただいております。広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正することについて、まず初めにさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それはでは、こども課長、よろしくお願いします。

○こども課長 失礼します。私から議案として、広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正することについてということで、本来、本日議案の案を完成させまして、ご審議いただく予定としておりましたが、今現在法制と文言等の調整がまだ続いているところですので、今回、こちら横になっております広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正（案）という形でつけさせていただきます。また、こちら文言につきまして最終調整ができましたら、改めてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

こちら1枚目ご覧いただきまして、まず大きな趣旨といたしましては、右側現行の第6条にございます。各幼稚園の名称と、そこに書かれております通園区域ですが、これは各幼稚園に当たりまして小学校区等の通園区域を設定していたものを、左側、改正案としては削除して、改正案の第3条で幼稚園の通園区域は町内全域とするということを書かせていただいております。

1枚めくっていただきまして、裏面の別表というところですが、これまでは各通園区域が設定されていた場合、その通園区域をまたがっての通園、区域外通園につきまして、どういう形で取り扱いするかというところを別表にまとめていたんですが、今回、広陵町内は全域通園区域としますので、町内における通園については、これは対象にならないということになります。ただ例外としまして、広陵町外から来られる場合、または広陵町外にご住所を移されての場合について必要になってきますので、そちら現行は転居という表現をしておりましたが、今回、改正案ではその部分転出と転入という形にさせていただいております。

何点か説明させていただきたいと思うんですが、まず1番です。学期途中の転出につきましては、例えば1学期の途中で引っ越しをされて町外に出られた場合については、学期末、1学期末までは通園可能としております。また、最終学年、5歳児については卒園までは広陵町外に住所を移されても広陵町内で通園が可能としております。

また、逆に転入ですが3番、近い将来転入されるということ、例えば住所がまだ移ってはないんですが、こちらに来られる予定が決定されてる場合については、事前にこちら広陵町の幼稚園に通うことができるとなっております。また、事前に家が完成はしていませんが、住宅金融公庫等貸付けの関係で住所を先に広陵町に移される場合もございます。その場合については安全面を確保していたき、幼稚園に来ていただいても結構という形にしております。

こういった形で今調整をさせていただきまして、また改めまして案が確定いたしましたら、ご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○村井事務局教育振興部長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。こども課長、ありがとうございました。課長はこの後、公務がありますので退出されます。ありがとうございました。